

評 議 員 会 議 事 録

- 1 開催日時 令和2年11月30日(月)午後2時～
- 2 開催場所 市立社会福祉センター3階 第1会議室
- 3 議事の内容

司 会

定刻がまいりましたので、ただ今から評議員会開催いたします。

まず、本日の出席状況でございますが、評議員定数7名以上32名以内、現在員数32名、本日の出席者30名でございます。従いまして、評議員総数の過半数に達しておりますので、定款第15条第2項の規定により、本会議は有効に成立していることをご報告いたします。

次に、新たにご出席いただいております評議員の皆様をご紹介申しあげます。

大正区社会福祉協議会会長の川上満評議員でございます。

浪速区社会福祉協議会会長の北口武司評議員でございます。

城東区社会福祉協議会会長の高木正博評議員でございます。

鶴見区社会福祉協議会会長の中田俊二評議員でございます。

大阪市会民生保健委員長の花岡美也評議員でございます。

区長会議福祉・健康部会長の大畑和彦評議員でございます。

なお、本日の議案について、特別の利害関係を有する評議員の出席はございません。

次に、今回、お配りしております、資料の確認をさせていただきます。

(資料確認)

それでは、宮川会長から開会にあたりまして、ごあいさつを申しあげます。

宮川会長

(あいさつ)

司 会

それでは、ただ今から議事に入りますが、評議員会の議長は定款第15条第1項の規定により、その都度評議員の互選とすることになっておりますが、こちらから、ご指名させていただいて、よろしいでしょうか。

(異議なし)

異議なしということでございますので、議長を東淀川区社会福祉協議会会長の吉田評議員をお願いいたします。

吉田評議員様、恐れ入りますが、議長席へお願いいたします。

吉田議長

東淀川区社会福祉協議会の吉田でございます。皆様のご協力をいただきまして、議事を円滑に進めて参りたいと存じます。よろしく願いいたします。

まず、評議員会の議事録の署名人を決めさせていただきます。議事録の署名人は、定款により2名選任することになっておりますが、こちらから指名させていただいて、よろしいでしょうか。

(異議なし)

異議なしということですので、議事録の署名人は、旭区社会福祉協議会会長の宮本評議員と大阪市手をつなぐ育成会理事長の小泉評議員にお願いします。

どうぞよろしく願いいたします。

＜第1号議案＞ 理事の選任について

吉田議長 それでは、議案書に基づきまして、議事を進めてまいります。
第1号議案 理事の選任について、事務局から説明してください。

浅井局長 事務局長の浅井でございます。
第1号議案、理事の選任につきまして、ご説明申し上げます。
資料1の1頁をご覧ください。
なお、次の2頁には、理事・監事・会計監査人選任規程を付けておりますので、併せてご覧いただければと存じます。
現在、20名の皆様に理事としてご就任いただいておりますが、令和2年11月17日に開催された理事会において、新たに2名の理事候補者が推薦されました。
まず、「区社会福祉協議会の代表者」といたしまして、住之江区社会福祉協議会会長の中野紀久雄様でございます。
続きまして、「公私社会福祉事業施設・団体の役職員及びボランティア活動を行う団体の代表者」といたしまして、大阪市地域女性団体協議会会長の前田葉子様でございます。
任期につきましては、本日、令和2年11月30日から現任期の残任期間である令和2年度会計に係る定時評議員会終結時まででございます。
以上、理事の選任についてご説明いたしました。
ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

吉田議長 ただ今、理事の選任について説明がありましたが、ご承認いただけますか。
(異議なし)
異議なしということですので、第1号議案は、原案どおり決定されました。

＜第2号議案＞ 令和2年度第2次補正予算(案)について

吉田議長 続きまして、第2号議案、令和2年度第2次補正予算(案)について、事務局から説明してください。

真鍋次長 事務局次長兼総務課長の真鍋でございます。
第2号議案、令和2年度第2次補正予算(案)につきまして、ご説明申し上げます。資料2、1頁をご覧ください。
今回の補正は、新型コロナウイルス感染症に係る特例貸付事業の実施期間延長に伴う補正及び善意銀行への寄附金の収受に伴う補正につきまして、お諮りするものです。
1頁の中ほど「令和2年度 2次補正予算書(案)総括表」をご覧ください。
収入の部で、「事業活動収入」において、今回補正額1億7,235万2千円の増額補正でございます。これは、新型コロナウイルス感染症に係る特例貸付の実施期間が延長されたことに伴い、大阪府社会福祉協議会から1億4,400万円の受託金の追加入金があったほか、善意銀行事業において2,835万2千円の遺贈があったことによるものです。
これによりまして、補正後の収入予算額は、計46億3,135万3千円となります。
次に、支出の部は、事業活動支出において1億4,400万円の増額補正でございま

真鍋次長 す。これは、先ほど収入の部で申しあげました、新型コロナウイルス感染症に係る特例貸付の実施期間の延長によるものでございます。

これによりまして、補正後の支出予算額は、計 46 億 4,826 万 8 千円となります。

また、表の最下部にあります当期資金収支差額及び当期末支払資金残高は 2,835 万 2 千円の増となっておりますが、これは先ほど収入の部で申しあげました、善意銀行事業における遺贈による収入増によるものでございます。今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、助成対象となる活動団体が少ないことから、来年度以降の助成等に活用していきます。

最後に、1 頁最下部の表をご覧ください。生活福祉資金貸付事務事業におきまして、今回補正の 1 億 4,400 万円のほか、6 月の第 1 次補正予算において、新型コロナウイルス感染症に係る特例貸付事業の実施分として 9,600 万円、外出自粛見守り支援事業の実施分として 9,850 万円を、それぞれ受託金収入の増としてご承認を得たところです。このうち、外出自粛見守り支援事業に係る 9,850 万円について、資金の性格が補助金であることを考慮して、受託金収入から補助金収入へと予算を振り替えます。あくまで会計上の科目の変更のみであり、収入総額等に変更はございません。

以上、令和 2 年度第 2 次補正予算（案）についてご説明いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

吉田議長 ただ今、令和 2 年度第 2 次補正予算（案）について説明がありましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

（異議なし）

異議なしということですので、第 2 号議案は、原案どおり決定されました。

本日本日の議案は以上になります。

続きまして、会長及び常務理事の職務執行状況について、令和 2 年 4 月 1 日から 10 月 31 日までの執行状況につきまして、宮川会長及び西嶋常務理事から報告していただきます。

まずは、宮川会長から報告をお願いします。

宮川会長 それでは、まず、私から令和 2 年 4 月から 10 月末までの執行状況について、概括的に報告し、引き続いて、西嶋常務理事から、資料 3 に基づき報告してもらいます。

この間、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、6 月に予定していた決算に係る理事会・評議員会も決議の省略ということで、参集ではなく、書面で理事全員に同意をいただくという形式をとったところです。

毎年、開催していた社会福祉大会も大会自体は中止し、表彰状のみお渡しし、また、かねてから理事のみなさんにも説明しておりました指定都市社協・民児連連絡協議会も大阪が担当市となって準備を進めていきましたが、大会冊子の作成をもって開催にかえることとしました。

後程、事務局から報告がありますが、新型コロナウイルス感染症に係る対応として、コロナ禍だからこそ、つながりづくりを絶やさないための方法をまとめた冊子「コロナの中でもつながる方法」を作成し、市・区社協において、外出自粛高齢者・障がい者等見守り支援事業、生活福祉資金緊急特例貸付・住居確保給付金などに取り組んだところです。

宮川会長

開会のあいさつでもふれましたが、現在、第3波到来と言われるように、感染者数が増加しており、大阪府下では、感染状況がもっとも深刻で感染爆発段階となる「ステージ4」が迫っていると報道されています。

このような状況ではありますが、社会福祉協議会は地域福祉の推進を図る団体として、コロナ禍において、どのように地域福祉を推進していくべきか、コロナ禍だからこそ、できることはないのかとの視点を忘れず、皆様の協力も得ながら、取り組みを進めていきたいと考えています。

私からは以上です。

それでは、西嶋常務理事から報告してください。

西嶋常務

それでは、私から資料3に基づき、ご報告いたします。

まず、1の事業の実施状況ですが、この前半期はコロナ禍における地域づくりを社協としてどうしていくのかということに重点を置きながら、併せて生活福祉資金緊急特例貸付、住居確保給付金という新たな事業にも取り組み、従事する職員に対する衛生管理も十分行いながら事業を実施しました。コロナ禍における事業ということで大阪府社協から補助金をいただき、用途は本会に任せていただき、いろいろ事業を実施しましたので、後程、事務局からご報告します。コロナ禍において増大となった緊急特例貸付事業については、これも大阪府社協からの補助金で職員を採用したほか、市・区社協一体となり取り組んだところです。また、職員自身がコロナに感染しない、させないためにも、緊急事態宣言も発出されていた4月から5月には時差出勤や在宅勤務を導入しました。現在も時差出勤は継続していますが、状況次第では対策を講じていきたいと考えています。そのほか、事務室内に飛沫感染防止のため、ビニールシートを設置したほか、毎日、朝夕に検温し、職員の体調管理に努めたほか、仮に職員が感染した場合でも事業が継続できるよう対策を、区社協会長様の協力も得ながら進めてきました。

2つめの大阪市地域福祉活動推進計画につきましては、後程、事務局から報告いたしますが、現行計画期間が平成30年度から令和2年度末までとなっておりますので、見守りや担い手、居場所づくりのキーワードは継続しながら、来年度から3年間の計画を新たな事業も検討しながら策定中です。

3つめの学生ボランティアの育成につきましては、地域活動の担い手が少ないという状況を受け、学生ボランティアを育成するというので、約30人が登録しています。こども食堂等にも関わっていただくこととしています。

4つめの大阪市ボランティア活動振興基金助成事業の改編ですが、理事会におきましても予算額に比べ助成額が少ないとの指摘をいただいております、助成内容等改編したところです。今年度助成額については同じような状況ですが、新たな団体からの申請が増えました。

5つめの指定都市・民児連連絡協議会につきましては、会長からもご報告がありましたが、大阪市が当番市ということで準備を進めていましたが、コロナ禍において実施できないと判断しました。現在、事前にいただいていた各指定都市からの質問・回答をまとめた冊子を作成中で、この冊子を各指定都市社協や民児連に配付させていただくことで大阪市での開催に代えさせていただきます。

次に2の役職員の採用等です。1つめの役員候補者の公募につきましては、常務理事の任期が65歳を迎えた年度末となっていることから、私も令和3年3月末での任期を全うさせていただくこととなります。そのため、10月から11月初旬まで

西嶋常務

次期役員を公募し、複数の応募がありました。これから書類選考、面接し、年内には役員候補者を決定し、来年4月から就任する段取りで進めています。

2つめの法人説明会の開催ですが、人材確保のため採用試験前に数年前から開催しています。今年はコロナ禍の状況を踏まえ、オンラインで開催しましたが、結果的には遠方の他府県からの参加もあり、この説明会を経て採用試験を受け、7人の内定者のうち北海道在住の学生も1人いるような状況です。

4つめの職員採用につきましては、令和2年4月1日付けで21人採用しました。現在、既卒者を含めた採用試験を実施しており、来年4月からの体制に向け人材確保に努めているところです。

次に3の財政状況については、先ほど補正予算でもご説明しましたが、大阪府社協から2億を超える助成をいただき、コロナ禍における事業に取り組んでいます。

次に4の監査等の状況につきましては、4月から7月にかけて会計監査人から監査を受け、協議しながら進めています。

5の各種会議その他の重要な組織の活動ですが、先ほど会長からもご報告ありましたが、主要会議につきましては書面で開催させていただきました。表彰審査会につきましては、例年開催しています社会福祉大会における受賞者を決定するために開催しています。今年度につきましては、社会福祉大会は従来どおりの開催方法ではなく、表彰状のみお渡しすることとしました。次に市・区社協経営計画会議ですが、数年前から毎月1回、市・区社協管理職が集まり、共通の課題を検討し方向性を決定しています。市・区社協では多くの嘱託職員を雇用して事業を進めています。嘱託職員の休暇等についても検討を進めているところです。その他、区社協の実施体制についても検討しています。

6のその他の重要な会議、行事の実施及び参加状況については記載のとおりです。以上が私からの報告です。

吉田議長

ただいま、宮川会長及び西嶋常務理事から報告がございましたが、ご質問等ございませんか。

ないようでございますので、続きまして、その他の報告について、事務局から一括して報告してください。

堀江課長

地域福祉課長の堀江でございます。

資料4新型コロナウイルス感染症に係る本会の対応について説明させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響で、人と人とのつながりのあり方が変容せざるをえない状況となりました。地域福祉活動についても、継続、中止、代替的な方法による実施など、大きな影響がでています。また、自宅で過ごすことも多くなり、不安を感じたり、閉じこもりがちになることも懸念されています。さらに、収入の減収や失業等により、経済的に困っている方からの相談も多く寄せられています。

このような状況も踏まえ、本会においても、区・地域のネットワーク等を活かし、さまざまな場面やツールを用いて、住民一人ひとりが、孤立や不安を抱えることなく、つながりをもった暮らしを続けることができるよう、取組みを進めています。

主な取組みとして、①「コロナの中でもつながる方法」冊子作成、②外出自粛高齢者・障がい者等見守り支援事業の実施、③生活福祉資金緊急特例貸付・住居確保給付金の対応等に取り組んでいます。

主な取組みの1つめ、「コロナの中でもつながる方法」についてです。さまざまな地域福祉活動に取り組む方が、コロナの影響下での活動を考えるため、また社協職員が活動者や活動団体への助言等の参考資料として作成しました。

内容ですが、まず、この状況の中、不安や混乱、戸惑いがあるなかで、つながりが途切れることなく、お互いの暮らしを気にかけてあうには何ができるのか、まずは自分の暮らしを第一に、できることから考えていくこと等に触れています。

次に「集まれなくてもつながる方法」を(1)電話(2)手紙・届けもの(3)オンライン(4)うちでできることをシェアするの4つに分けて紹介しています。この4つを相手・場面によって使い分けたりすることで可能性も広がります。

続いて、「気をつけながら集まる方法」を紹介しています。「地域活動を楽しみにしている人たちのつながりや健康維持のために再開したい」という思いの一方、「感染リスク」への迷いや葛藤が多いかと思えます。つながり続けるために、「活動の目的やこの間の状況を見つめ直す」「関連するガイドラインや資料を確認する」「話し合っただけで方向性を決める」「具体的な準備・対策をする」「ふりかえって次につなげる」など、その時々で、どのような手順を踏めばよいか、今できることを選ぶとっていけるような内容となっています。

最後に、このコロナの状況を「ピンチ」と捉えるのではなく、少しでも前向きに捉え、つながり方の新たな選択肢を増やす可能性がある「チャンス」と考え、さまざまなアイデアやチャレンジを共有しながら、つながりづくりの新たな一歩をともに創っていかうと締めくくっています。

この冊子をHPで公開後、市内の地域や団体だけではなく、市外の社協や自治体からも「ガイドラインを作成するので活用したい」等の問合せも多くありました。区社協においても、地域活動を実際に再開していくために、地域の方々を対象に、この冊子をもとに一緒に話し合う場を持つなど、つながりを絶やさないためのツールとなっています。

主な取組みの2つめ、「外出自粛高齢者・障がい者等見守り支援事業」についてです。高齢者や障害者等が、孤立状態に陥ったり、不安を抱えたまま暮らすことがないよう、大阪府の交付金により、市・区社協が、地域の方々とともに、見守りや安否確認等を強化する取組みとして実施しています。この交付金は大阪府緊急事態措置中の4月16日から今年度末まで継続実施する予定です。

取組みとして、(1)24区の民生委員・児童委員のみなさんの協力により、4月から5月にかけては、電話等による安否確認を実施し、また7月には、マスク・啓発チラシを活用した訪問等による見守り活動を実施し、合わせて52,285名に安否確認を行いました。(2)各区では、介護予防の取組みや地域のサロンなどの活動が休止していることに伴って、閉じこもりがちになっている高齢者等を対象に、地域の方々の協力により、相談窓口の情報を掲載したチラシと啓発物品(タオル)の配付とともに見守り活動を34,750名に実施しました。(3)ふれあい型食事サービス、みんな食堂の対象者へ、地域のボランティアや給食事業者等の協力のもと、安否確認を兼ねた配食活動を実施しています。各区・地域の状況に合わせて12月まで実施予定で、すでに配食した食数も含めて、約48,000食を予定しています。(4)区社協が有する地域のネットワーク等を活用し、Webを使ったつながりづくりの取組みや集まる活動の再開に向けた衛生物品セットの配付、返信用はがきを使った安否確認の実施など、各区に応じた独自の取組みを展開しています。24区社協の取組みに対

して、36,200,000円を予算計上しています。(5) 今後の地域福祉活動の推進の方向性や具体的な方策を検討するために、住民や活動者等、7,700人を対象にアンケート調査を現在実施しています。

これからの取組みについて、一部のみとなりますが、少しご紹介させていただきます。

(1) は、見守り訪問の写真です。24区の民生委員・児童委員のみなさんの協力により実施しました。「一人暮らしで不安なことも多いので、気にかけてもらえる方が近くにいてくれて安心して毎日を過ごせます」との声も届けられました。

(2) は、見守りを兼ねたポスティングの写真です。各区では健康維持のために体操の記事や何か困った時に相談できる身近な相談窓口を掲載したチラシとともに見守り活動を実施しました。

(3) は、配食活動の写真です。地域でつながり続けるために「高齢者等への配食活動」を実施しています。会館からの安否確認を兼ねたボランティアによる配達や給食事業者による個別配達を実施しました。また、散歩がてら会館にお弁当を取りにくる形態をとった地域もあり、改めて地域でのつながりが実感できる機会になりました。

各区の実情に応じた区社協独自の取組みを紹介させていただきます。これらの取組みは、全社協が中心となり、全国から取組みを募集し紹介している、コロナの中でも“つながり”をあきらめない地域福祉・ボランティア活動交流サイト「未来の豊かな“つながり”のための全国アクション」に大阪市内からも独自の取組みを報告し、順次掲載されています。

まず、天王寺区から、「お元気ですかの気持ちを伝える『にこにこ元気パック』活動」です。地域と区社協とつなぐニュースレター「つながり通信」や企業からの寄付物品・啓発チラシ等をセットにした「にこにこ元気パック」を地域のボランティアが配付し、安否確認を行いました。

次に、港区から、「3密を避けるため、屋外のオープンカフェの開催」です。ふれあい喫茶を屋外にて実施し、現在オープンカフェが区内で広がっています。

東成区から、「つながりの大切さを伝えるために『知恵と工夫のSHAREプロジェクト』」です。新しい生活様式の中でのエピソードを募集し、寄せられたエピソードにリハビリ専門職からアドバイスや応援コメントを追記し、ホームページ上でシェアしています。

続いて、住之江区から、「在宅でつながりづくり『さざんかの折り紙を折ってエールを』」です。コロナ禍でイベントが中止になる中、住之江区の花・さざんかの折り紙で世界記録を目指す取組みです。楽しみながら在宅でも住民が一体感を感じながら、つながりを再確認できることを目的として実施されています。

また、新たなつながりの形として、資料は中央区と住之江区ですが、各区や地域でも、ズームなど、ICTを活用したつながりの取組みが広がっています。集まることが基本であった取組みも、集まらないけれども、画面を通して話をしたり、情報共有したり、何よりもお互いの顔を見ることができるといふこともあり、地域での広がりが見られます。

このような機会を積み重ねることで、普段の見守り活動の情報共有や災害にも備えることができ、新たなつながり方の選択肢を増やすことができます。

今までの集まり方・つながり方に、新たな要素が付け加えられ、「気になる人への

見守り」「ちょっとした困りごとへの助け合い」「災害時の対策」「さまざまな場へアクセスしづらい人の社会参加」等、今後も、“誰かとつながっている”と感じることができるよう、つながりが途絶えることがないように、地域とともに取組みを進めていきます。

主な取組みの3つめ、「生活福祉資金特例貸付・住居確保給付金」についてです。コロナの影響で、収入の減少や失業等により、経済的に困っている方からの相談が多く寄せられています。従来から実施している緊急小口及び総合支援資金について、コロナの影響を受け、収入が減少・失業した方がいる世帯を対象として、3月20日から12月末日まで、「生活福祉資金緊急特例貸付」が実施され、各区社協が相談窓口となり対応しています。受付開始以来、電話や来所による相談、郵送による申込みなどが相次ぐ状況に対して、市・区社協全体で、職員の応援体制を組みながら対応しています。10月24日時点で、電話や来所による相談が196,927名、申請受理件数が、79,935名となっており、今なお相談や申請が続いている状況です。

また、4月20日からは、従来の要件を緩和して、休業等により収入が減少し、住居を失う恐れのある人に対して家賃を給付する「住居確保給付金」を実施しています。相談窓口は、区役所内にある生活困窮者自立相談支援窓口となっており（区社協受託、電話や来所による相談件数が、10月2日時点で53,221名、申請受理件数が7,114名となっています。現在、新規の相談は少し落ち着いてきているものの、住居に関わること以外にも、さまざま困りごとを抱える方の相談も増えています。

今後も、住民一人ひとりが孤立や不安を抱えることがないように、また、困りごとにはしっかり向き合い、丁寧な対応・支援に取り組んでいきたいと考えています。

続いて、「第2期大阪市地域福祉活動推進計画」の策定について、ご説明いたします。資料5をご覧ください。

現在、平成30年度から3年間の期間で、大阪市地域福祉活動推進計画を策定し、この計画に基づき地域福祉を推進しています。

現行計画が、今年度で最終年を迎え、各地域での課題は資料にもありますとおり、つながりの希薄化、孤立が進展し、春先から始まりました新型コロナウイルス感染症の影響により、閉じこもりがちな生活が今なお継続していることを通して、互いに気にかけて関係の大切さを再確認したところです。

これらを踏まえ、地域での活動や日常生活の中での支え合いは、引き続き誰が必要であり、これについては、第2期計画として、しっかり計画に掲げ、推進していく必要があると考えております。計画期間を行政計画である大阪市が策定する「第2期大阪市地域福祉基本計画」と同じく、令和3年度から3年とし、策定する予定で進めております。

本日は、途中経過にはなりますが、次期計画のポイントを中心に報告させていただきます。現在の計画は、担い手、居場所、見守りの3つの大きな項目を掲げこの3年間推進しています。これらについては、すぐに解決策があるものではなく、継続の必要性もあることから、引き続き推進していくことと併せ、次期計画のポイントとして2つ掲げております。

1つめは、国の方向として地域共生社会の実現に向けて、今顕著となっている複合的な課題への対応は、行政だけではなく、分野を越えた地域の力が必要であり、地域住民のみなさんと行政や専門職と手を携え、取り組んでいくことを基盤に考えています。

堀江課長

また、ポイントの2つめは、10年先の市・区を見据え、今後の3年間、24区共通して取り組んでいくこととあわせて、各区それぞれ特長的な取り組みを現在も行っていきますので、これは継続して推進していくことを計画として打ち出していくこととしていきます。

次期計画の構成案ですが、表の左が現行計画で、第1章が大阪市の地域福祉を取り巻く状況、第2章は本計画の位置づけ、第3章は6つの大切な視点に基づき、地域福祉活動をさらに展開するために、第4章は地域福祉推進に向けたこれからの活動で重点目標3つを「担い手」「居場所」「見守り」として現在推進しております。

右が次期計画案ですが、第1章と2章は現行計画と同じで、第3章・第4章が大きく改正する章となっております。

次期計画の全体像として、第3章で「地域福祉活動の基本目標・方向性」を提案する予定です。ここでは、一人ひとりが人権を尊重すること、これは福祉教育の取り組みにも通じることですが、これを基本とし、人と人、人と資源など分野を越えてつながり、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すという、国が目指す「地域共生社会の実現」とも重ねて検討しております。

図の3章の中心あたりに記載の「参画と協働の地域づくり」「場づくり、つながりづくり」「見守りと生活支援、相談支援」の3つの四角囲みについては、現行の「担い手」「居場所」「見守り」を包含した内容で考えており、これらがバラバラではなく、重層的に行うことを意識して現在検討しています。

また、新型コロナウイルス感染症も今後3年間はおそらく影響を受けながら、進めていくこととなりますので、図の真ん中、ピンクの部分は、災害への意識と書いておりますが、自然災害だけではなく、新型コロナウイルス感染症も災害と大きく捉え、地域福祉活動は平時の活動や備えが災害時にも生きてくることも踏まえ、災害への意識も併せ待ちながら進めていくこととしています。

第3章に掲げた方針・目標を実現するため、第4章で市社協と24区社協が実際に実践する項目を具体的に掲げ、各年度の事業計画とも連動させ進めていきます。

本日は、途中計画となり、第4章での具体項目はお示しできておりませんが、年明けの3月に策定を目指し、現在作業中です。

報告は以上です。

吉田議長

ただ今の報告について、ご質問ございませんか。

山田評議員

大阪 NPO センターの山田です。「コロナ禍の中でつながる方法」という冊子ですが、非常によくできていると感じています。社協ではありませんが他都市の委員会において、コロナ禍でどのように地域活動を進めていけばいいかという話があり、この冊子を紹介しました。参考にされたかどうかは確認していませんが、本当にいち早くこのような冊子を作製されたことは良かったと思っています。

吉田議長

他に、何かご意見・ご質問ございますか。

ないようですので、本日の予定は全て終了いたしました。

ご協力を頂きまして、誠にありがとうございました。

司 会

これもちまして、評議員会を終了させていただきます。

司 会 今後の予定でございますが、令和3年度の事業計画及び予算についてご審議いただきます評議員会を令和3年3月25日（木）、午後1時30分から、たかつガーデンで開催いたしますので、ご予定いただきますようよろしくお願いいたします。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございました。